



企業版
ふるさと
納税

美味しい給食を子どもたちへ！ 給食費無料化事業



「企業版ふるさと納税」とは？

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業様が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

税額控除（寄附額の最大6割）により、損金算入による軽減効果（寄付額の3割）と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

通常の寄附		企業版ふるさと納税
損金算入 約3割	税額控除 約6割	企業 負担 約1割

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されております。
- 本社が所在する地方公共団体への寄付は、本制度の対象外となります。

「給食費無料化事業」について

甘楽町では、令和4年度より町内の小中学校給食費の無料化を実施しています。

学校給食は、子どもたちにとって成長に欠かせない重要なものです。その費用を町が負担することで、すべての子どもたちに安全安心な給食を提供することができています。

また、保護者の負担を軽減することで、子育てしやすい環境の整備に取り組んでいます。

甘楽町の学校給食の取り組み



アレルギー対応給食

食物アレルギーをもつ児童生徒が安心して「みんなと同じ物を食べていると感じられる給食」「笑顔で楽しめる給食」の提供を目指しています。



安全安心

食材は加熱調理（生で食べる果物を除く）し、加熱温度を測って安全を確認しています。調理後の料理は保温・保冷食缶を使い、適温が保てるように努めています。



地元食材の使用

地元食材を積極的に献立に使用することで「地産地消」に努めています。また、令和5年度より、有機農産物の推進にも力を入れています。

寄附のメリットについて

メリット1

法人関係税の軽減効果が
寄附額の最大約9割

メリット2

社会貢献

SDGsへの貢献



メリット3

企業のイメージアップ
町HPや広報での公表

申込方法、手続きの流れ

【寄附企業様】

申出書の提出

申出書に必要事項をご記入のうえ、甘楽町役場財政係までご提出ください。

FAX 0274-74-5813

メール zaisei@town.kanra.lg.jp

郵送先 〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1



【甘楽町】

入金方法のご案内

入金方法は「納付書払い」「銀行振込」をお選びいただけます。

◆納付書払いの場合

町で申出書を受付後、納付書をお送りします。

◆銀行振込の場合

下記の町指定口座へ入金をお願いします。

【群馬銀行 甘楽町支店 普通 0016510 甘楽町会計管理者】



【寄附企業様】

寄附金の入金

入金方法のご案内をご確認いただき、入金をお願いいたします。

※受領書には入金日が記載されますので、締日等にご注意ください。

※振込先機関の受付の関係で、入金日が翌日以降となる場合がございますので、ご注意ください。



【甘楽町】

受領書の送付

町で寄附金の入金を確認後、受領書を送付いたします。

※特にご指定がない場合、申出書の「担当者様連絡先」に書類を送付いたします。それ以外の住所への送付をご希望の場合はご連絡ください。

【お問い合わせ先】

●寄附の受付について

(申込・入金方法、寄附金受領証明書 等)

甘楽町 企画課 財政係
0274-74-3134

●給食費無料化事業について

(事業内容、学校給食について 等)

甘楽町教育委員会 教育課 学校教育係
0274-64-8323

